

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給に係る障害者の離職状況等について(厚生労働大臣宛て)

早期に離職していた障害者に係る助成金の支給額(支出) 10億9151万円

1 特定就職困難者雇用開発助成金等の概要

厚生労働省は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、特定の求職者(60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))、65歳以上の離職者等をいう。)の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、特定の求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成する特定求職者雇用開発助成金を支給しており、このうちの特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)は、就職困難者を雇い入れた事業主に対して支給されるものである。

就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所(以下「安定所」という。)等の紹介により新たに雇い入れ、かつ、就職困難者助成金の支給終了後も継続して雇用すること(就職困難者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。)が確実であると認められることなどとなっており、都道府県労働局(以下「労働局」という。)の助成金担当部門は事業主から提出された支給申請書等を審査して支給決定を行うこととなっている。そして、障害者を対象とした就職困難者助成金の助成対象期間及び一人当たりの支給額は、重度障害者等を除く身体障害者等の場合は1年6か月及び135万円等となっている。

安定所は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者及び事業主に対して、その作業環境に適応させるなどのために必要な助言又は指導(以下「定着指導」という。)を行うことができることとなっている。

各安定所の障害者担当部門は、厚生労働省が定めた「障害者職業紹介業務取扱要領」等に基づき、事業所訪問等により、就職後2か月以内に初回の定着指導を行い、少なくとも1年間は継続的に実施するとともに、就職困難者助成金の支給終了後も機会を捉えて継続して実施することなどとなっている。

障害者雇用促進法等によれば、常用労働者の数が50人以上(平成25年3月31日以前は56人以上。以下同じ。)の事業主(以下、常用労働者数50人以上201人未満の事業主を「中規模事業主」、同201人以上の事業主を「大規模事業主」という。)は、その雇用する労働者に占める障害者の割合を一定の率(以下「法定雇用率」という。)以上としなければならない義務が課せられている(以下、障害者の雇用割合を法定雇用率以上としなければならないことを「障害者の雇用義務」という。)。一方、常用労働者数が50人未満(25年3月31日以前は56人未満)の事業主(以下「小規模事業主」という。)は、障害者の雇用義務は課せられていない。また、大規模事業主は、上記のほかに、障害者の雇用割合が法定雇用率に達しない場合は、障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされている。

2 本院の検査結果

(注) 16労働局が23年度に支給対象障害者に係る初回の支給決定を行ったもののうち、1,064事業主、3,236件(支給対象障害者3,236人)に係る支給額計38億5606万余円を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注) 16労働局 岩手、栃木、千葉、東京、石川、福井、愛知、京都、大阪、広島、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

(1) 支給対象障害者の就労・離職状況

1,064事業主に雇用された支給対象障害者3,236人について、27年3月末時点における就労・離職状況

をみると、1,665人（支給対象障害者3,236人に占める割合51.4%）は、雇入れ後5年以内に離職していて、このうち1,364人（同42.1%。支給額計10億9151万余円）は、雇入れ後3年未満（就職困難者助成金の支給終了後1年から2年）で離職（以下、「早期離職」という。）していた。また、離職した時期と就職困難者助成金の支給との関係を見ると、1,257人（同38.8%）は、支給中又は支給終了後1年以内に離職していた。さらに、前記の早期離職者1,364人について、事業主の障害者の雇用義務等の有無による早期離職の割合を見ると、中規模事業主34.0%、大規模事業主31.8%に対して、障害者の雇用義務が課せられていない小規模事業主は50.7%となっていた。

(2) 労働局等における就労・離職状況等の把握等

(1)の状況を踏まえて、更に検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 支給対象障害者の就労・離職状況等の把握及び検証の状況

16労働局の助成金担当部門は、支給対象障害者が離職した場合、具体的な理由等についてはほとんど調査しておらず、また、16労働局管内の安定所の障害者担当部門も、支給対象障害者の離職の事実等を把握していたが、支給対象障害者本人等に対して具体的な離職理由等を十分に調査していなかった。そして、多数の早期離職者が見受けられ、具体的な離職理由等の調査等が十分に行われていないことなどを踏まえると、障害者の雇用に関して、離職の実態等を踏まえた助成の効果を検証し、その結果を活用していく必要があると認められるが、厚生労働省は、就職困難者助成金について、障害者に着目した助成の効果の検証については特に行っていなかった。

イ 支給対象障害者に対する職業紹介の実施状況

16労働局管内の安定所は、支給対象障害者の障害の状況等と、事業主が求人募集している業務内容等を把握して、双方の適合性を考慮して職業紹介を行っていた。しかし、障害者に対する職業紹介に当たっては、事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況や具体的な離職理由等についても考慮する必要があると認められるが、2,159人（同66.7%）については、これを考慮した職業紹介が行われていなかった。

ウ 支給対象障害者に対する定着指導の実施状況

16労働局管内の安定所は、1,863人（同57.5%）に対して、就職後から27年3月末までの間に定着指導を全く行っていなかった。そして、事業主の障害者の雇用義務等の有無による定着指導の実施割合を見ると、中規模事業主及び大規模事業主は、それぞれ46.6%及び48.9%となっていた。一方、早期離職の割合が高い小規模事業主は37.4%と定着指導の実施割合が低く、事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等が考慮されているとは認められなかった。

3 本院が表示する意見

厚生労働本省において、障害者の就労・離職状況等の把握や定着指導等を一層効率的、効果的に行うことなどにより、就職困難者助成金の支給が障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導するとともに、厚生労働本省において、障害者の離職の実態等を十分に踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと

イ 労働局等に対して、事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等を考慮して職業紹介や定着指導を行うよう指導すること